

令和3年度登米市一般会計予算における市町村交付金（社会保障財源化分） が充てられる社会保障施策に要する経費について

地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度登米市一般会計予算における市町村交付金（社会保障財源化分）の社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 941,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 12,847,139 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 （単位：千円）

事業名		経費	左の財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉	社会福祉費	3,766,744	1,562,254	0	123,463	295,327	1,785,700
	児童福祉費	4,621,844	3,086,387	0	249,341	182,516	1,103,600
	生活保護費	936,774	702,705	0	1,617	32,988	199,464
	小計	9,325,362	5,351,346	0	374,421	510,831	3,088,764
社会保険	社会福祉費	1,509,668	445,699	0	0	150,993	912,976
	小計	1,509,668	445,699	0	0	150,993	912,976
保健衛生	保健衛生費	744,286	20,235	0	24,649	99,255	600,147
	病院費	1,267,823	0	0	0	179,921	1,087,902
	小計	2,012,109	20,235	0	24,649	279,176	1,688,049
合計		12,847,139	5,817,280	0	399,070	941,000	5,689,789

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。

※2 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費は、人件費及び事務費を除いた額とする。